

議事要旨(4)企業会計基準(企業会計基準第1号の改正)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針(企業会計基準適用指針第2号の改正)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」について

企業会計基準(企業会計基準第1号の改正)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針(企業会計基準適用指針第2号の改正)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」に関する審議が行われた。

本改正基準及び本改正適用指針は、次回8月8日開催予定の第110回企業会計基準委員会にて公表議決を行うことを予定している。

石川研究員から、公開草案に対するコメントを踏まえ、修正を行った箇所についての説明がなされた。

(1) 資本金及び資本準備金並びに利益準備金の額の減少によって生ずる剰余金

コメントの内容：

公開草案では、資本金及び準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、減少の法的手続きが完了したときに、その他資本剰余金に計上するものとしている。しかし、会社法は、資本金の額の減少及び準備金の額の減少に係る決議事項として、「効力発生日」を定めなければならないものとし、資本金の額の減少等の効力発生日を、資本金の額の減少決議等において定めた「効力発生日」としている。その上で、債権者異議に関する手続きが、その「効力発生日」までに終了していないときには、その「効力発生日」の前までにその日を変更することができるものとしている。したがって、公開草案で定めているその他資本剰余金に計上すべき日又はその他利益剰余金の計上すべき日を、資本金の額の減少決議又は準備金の額の減少決議により定めた「効力発生日」とすべきである。

コメントへの対応案：

公開草案における「法的手続きが完了したとき」を、「法的効力が発生したとき」に修正し、会社法の規定により適切に対応する表現とすることでどうか。

(2) 自己株式の処分と新株の発行が同時に行われた場合の取扱い

コメントの内容：

公開草案には、設例1として自己株式の処分と新株の発行が同時に行われた場合の取扱いが追加され、その会計処理が示されている。しかし、会社計算規則37条は、その第1項柱書で、募集株式の発行等により新株発行が行われたとしても、資本金増加限度額が零となり、その額は同条第2項によりその他資本剰余金の額から減額される場合があることを明らかにしている。したがって、この設例も追加すべきではないか。

コメントへの対応案：

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

コメントのとおり、処分する自己株式の帳簿価額から、払込金額に自己株式処分の割合を乗じて得た額を控除した額がゼロ以上の場合でも、当該金額が、払込金額に新株発行の割合を乗じて得た額を超えるときには、当該差額がその他資本剰余金から控除される（資本金及び資本準備金の増加額はゼロ）。

このようなケースについて、設例 1 で追記することでどうか。

本件に関し、委員等からの質問や指摘はなかった。

以 上